

身体拘束最小化のための指針

JCHO 福岡ゆたか中央病院

身体拘束最小化チーム

2025年6月

目次

1. 身体拘束最小化に関する基本的な考え方
2. 基本方針
3. 身体拘束を最小化にするための体制
4. 身体拘束最小化のための職員教育、研修
5. 身体拘束を行う場合の対応
6. 鎮静を目的とした薬剤の適正使用
7. 身体拘束最小化に取り組む活動

JCHO 福岡ゆたか中央病院 身体拘束最小化のための指針

I.身体拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者の自由を制限することであり、尊厳のある生活を阻むものである。

当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員1人ひとりが身体的、精神的・社会的弊害を理解し、身体拘束を最小化するための意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

2.基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の実施は禁止する。この指針でいう身体拘束は、拘束用の用具や薬剤を用いて、患者の運動を制限する行為をいう。

(2) 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

当院では、患者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアが原則である。しかし、以下の3つの原則全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

①切迫性：患者本人または他の患者などの生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと

③一時性：身体拘束が一時的であること

(3) 日常ケアにおける基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組む。

①患者主体の行動、尊厳ある生活の援助に努める。

②言葉や対応などで患者等の精神的な自由を妨げないよう努める。

③患者や家族の思いをくみ取り、患者や家族の意向に沿ったサービスを提供し、多職種で個々に応じた丁寧な対応を行う。

④身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。

⑤薬物療法、非薬物療法によるケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

⑥身体拘束には該当しない、患者の身体または衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限する事を意図した使用は最小限とする。

3.身体拘束を最小化にするための体制

院内に身体拘束最小化対策に係わる身体拘束最小化チーム（以下、「チーム」とする）を設置し、以下の取り組みを継続的に行い、身体拘束を最小化するための体制を維持・強化する。

(1) チームの構成員

チームは、病院長を長とし、看護師長、薬剤師、MSW、作業療法士、看護師、認知症看護認定看護師で構成する。

(2) チームの役割

①院内の身体拘束の実施状況を把握し、管理者、職員に周知する。

②身体拘束の実例の最小化に向けた医療・看護ケアを検討する。

③定期的に本指針・認知症ケアマニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。

④身体拘束最小化のための職員研修を開催する。

(3) チームの活動

- ①週に1度ケアカンファレンスと病棟ラウンドを行う。
- ②身体拘束最小化に向けた取り組みを職員へ周知する。

4. 身体拘束最小化のための職員教育、研修

- (1) 研修は、支援に係わる全ての職員に対して実施する。
- (2) 内容は身体拘束最小化と人権を尊重したケアの施行を図ることとする。
- (3) 職員研修は原則年1回実施する。
- (4) 研修の実施及び実施内容は記録する。

5. 身体拘束を行う場合の対応

- (1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかの判断は、担当スタッフ個人では行なわず、必ず複数名で判断することを原則とする。できれば、多職種でカンファレンスを実施する事が望ましい。必要と認めた場合、医師は身体拘束を指示する。
- (2) 医師は、患者本人やご家族に対して、身体拘束を必要とする理由、方法、身体拘束の期間、身体拘束による合併症などをできる限り説明し、十分な理解を得るように努める。ご家族の同意を得ることができれば、同意書にサインを頂く。その後、病棟師長、担当看護師が同意書にサインする。仮に、身体拘束について、事前に患者本人やご家族に説明し、同意を得ている場合であっても、必ず個別に説明しサインを頂く。
- (3) 身体拘束を行う患者に対し、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察、再検討し、3要件に該当しなくなった場合には、直ちに身体拘束を解除する。
- (4) 身体拘束の継続が必要な患者に対し、日々、解除する時間を必ず設ける。3要件に該当しているか勤務帯毎にカンファレンスを行ない評価、再検討する。

6. 鎮静を目的とした薬剤の適正使用

身体拘束の実施時に当院では、鎮静薬を使用しない。しかし、生命維持装置の装着や検査時など、緊急やむを得ず鎮静を目的とした薬剤を使用する場合、鎮静薬の必要性と薬効を評価し、必要な深度を超えないよう適正量の薬剤を使用する。

7. 身体拘束最小化に取り組む活動

患者の病状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体拘束の実施、早期解除につながることがある。また、身体拘束が必要と思われる症状の背景には、せん妄症状が潜んでいる場合が多いため、全ての患者に対しせん妄症状についてのアセスメントを行う。

身体拘束を行う場合、主治医や病棟スタッフ・多職種は、身体拘束におけるそれぞれの役割を意識して患者に対応する。患者の心身の状態を把握しケアの見直しを行い、身体拘束の早期解除に向けて取り組む。